

## 第4回 智頭町行財政改革審議会議事録

日時：平成22年3月18日（木）

14時00分から17時03分

場所：智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」  
ひだまりホール

### 次第

#### 開会

- 1 会長あいさつ
- 2 第3回審議会内容報告
- 3 配布資料説明
- 4 議題
  - (1) 第3回審議会内容の論点説明
  - (2) 総合計画をめぐる最近の動向
  - (3) 諮問1についての論点審議及び整理
  - (4) 諮問2：職員の人事管理と給与制度のあり方
  - (5) その他
  - (6) 次回の審議会の日程
- 5 閉会

### 委員名簿

江藤 俊昭（エトウ トシアキ）	山梨学院大学 法学部 政治行政学科 教授
岡田 一（オカダ ハジメ）	智頭町 NPO新田むらづくり運営委員会 理事
坂出 徹（サカデ トオル）	鳥取商工会議所 専務理事
寺谷 寛（テラタニ ユタカ）	新日本海新聞社 取締役 西部本社代表
藤田 安一（フジタ ヤスカズ）	鳥取大学 地域学部 地域政策学科 教授
前田 悦子（マエタ エツコ）	元鳥取県副出納長 兼 出納局長

### 開会（藤原総務課長）

ただいまから第4回行財政改革審議会を開催いたします。

はじめに江藤会長から挨拶をお願いいたします。

## 1 会長あいさつ（江藤会長）

行財政改革審議会も4回目になりましたが、当初の予定ですとそろそろまとめをしないといけないのですが、簡単にまとめられる内容ではありませんので、もうすこし審議を続けていきたいと思っています。

今日は前回議論しました諮問1について論点を明確にしていくとともに、諮問の2についての意見交換をしていきたい。今までは2時間という時間でしたが、今回は3時間とっておりますのでよろしくお願いいたします。

総務課長 藤原

それでは前回の審議会の内容につきまして総務課の河村参事の方から論点について説明します。

## 2 第3回審議会内容報告（事務局 河村）

前回2月9日の第3回審議会の議事録は資料7です。この審議会の中で公共サービスと新しい住民自治を審議していくうえで、行政がやっている事業を検証していかなければならないということで行財政改革プランの達成状況を事務局から説明させていただきました。そのことについて委員の皆さんに論議していただき、行政は計画的に進めなければならないこと、そのためには、総合計画が行政を進めるうえで柱にならないといけないことの指摘をいただきました。

## 3 配付資料説明（事務局 河村）

※本日の資料を参照

総務課長 藤原

それでは江藤会長に議題のほうにはいつていただきたいのでよろしくお願いいたします。

## 4 議題

会長：今日のメインになるのは議題の（3）と（4）職員の人事管理と給与制度のあり方について意見交換をする前に現状を把握したいということで資料も用意いただいています。諮問1の論点審議整理を確認する意味で、すでに説明はありましたが、もう一度論点を明確にすることと、そこから出てくるであろう総合計画についての具体的な議論について簡単に説明させていただきます。

### （1）第3回審議会内容の論点説明

河村：前回の議論の要点ですが、諮問1の真に必要な公共サービスと住民自治のあり方について審議があり、冒頭に江藤会長から智頭のプランの根幹は総合計画でありそれ抜きにしての発想はあり得ないとの発言がありそのことを確認しました。町の行財政改革プラン

の検証について説明を行った後で、この行財政改革プランを作成したとき、その周知はどうしたのか、公聴会は開いたのかという質問がありました。内容については議会との協議をしましたし、事前に住民説明会も開きましたが、作成に当たっては、町の行政内部だけで行いました。作成段階での住民の関わりが必要ではないかと思う。やはり住民と一緒にやってどう行政をおこなうかを決めていかなければならない。

また、総合計画の中にどこに位置づけるのか総合計画と連動しないと智頭町の施策が見えてこない。国・県がどうということではなく智頭町が総合計画の中でどう位置づけているかを職員全員が分かっているかが疑問であり、それが住民サービスにも反映されていくと理解しているところです。総合計画が連動し、投資的経費が増加する状況はありますが、智頭町がどういうポリシーをもって位置づけていくかという論点が必要だと思う。行財政改革プランを考えていくうえでも、全体的な計画との連動が必要になってきますし、行政施策だけでなく住民に開かれた市民会議のようにいろんな方の意見をいただきながら智頭町がもっている住民の力を利用して作っていかなければいけない。また作っただけでなく、毎年評価しなければならない。時代の流れや周辺の状況を加味しながら、評価基準を設けなければならない。到達目標を深く決めて、成果シート作成の必要性がある。智頭町独自の1/0運動や百人委員会についての成果と課題について、百人委員会についての重要性は分かっているがどう位置づけるか。ゼロイチについても課題はあるが、智頭町の独自の施策でよいのではないか。

基本的には改革プランをもとに基本的な施策が行われなければならない。議会が総合計画の情報を流していかなければならない。住民からみて計画をきちんと検証すべきですし、今後のビジョンを明確にすべきである。基本構想と年度の事業をつなぐことも必要。総合計画にうたっていないことは原則として事業化しない。小学校統合、民間委託等あわせて議論する必要。住民の意見を反映させることが新しい行政のあり方であろうという指摘があった。また、総合計画ともあわせて、計画を職員全員に周知徹底し、住民に情報公開していくことが大事、いかに住民と行政と一緒にできるかということが大事、住民のためのまちづくりが基本である、総合計画の中で位置づけられたビジョンが議論されたり、プランの一覧表があればよい。智頭町のビジョンを明確にするためには総合計画と予算を連動し、総合計画の大事さ、基本的なことを精査しながらやっていかなければならない。

議会との連動、住民への責任、町長の提案に基づいた総合計画にゼロイチ運動や百人委員会がどうかかわっていくかというシステムづくりをやっていききたいという前回の内容でした。

会長：今、聞いていただきましたとおり、諮問事項1のテーマ：公共サービスと住民自治のあり方について前回は審議いたしました。第3回においていただいた方は分かると思いますが智頭町行財政改革プランについて、やったやらないの議論があり、それぞれの事業を数値化して評価する表があるはずだが、智頭町はそれを作っていない。予算がどのよう

につかわれていて、成果がどれくらいあるのか？その予算の根拠は議会が議決していますが、統計との連動が曖昧<sup>あいまい</sup>だったという議論が行われた。それを本会議で評価するにはポリシーが必要なのでは？智頭町のポリシーが曖昧<sup>あいまい</sup>で、はっきりしていないのではないかと総合計画としてだされるはずなのが、作文計画になっていないか？何を基準に行財政改革プランを評価していくのかという観点があるべきという議論があった。今後の地域経営のあり方をめぐって行財政改革を唱えていく上で基軸になる計画を明確にするために、予算と連動した総合計画の作成の必要性が強調された議論がされた。

総合計画がないとどうなるか？場当たりの発想になったり、予算を年ごとにおこなうと、一律に減らしたりという政策制がなくなり、メリハリがつかない地域経営になってしまい、多くの自治体で総合計画を中心とした地域経営のあり方を考えていこうというところが増えてきている。

諮問事項の1については、重要な論点のひとつとして総合計画をどうゆう形で軸にしていくか、前回は踏まえた後で、総合計画の位置づけの補足を委員からいただきたい

藤田：総合計画を確認した上でどうゆう柱で議論するのか確認しておかないと総合計画の重要性をどの程度まで委員として認識し、総合計画への今後の取り扱いを説明して欲しい。

会長：根拠になる条例や項目の議論まではしてよいのでは？

岡田：ここに話を持ち込むことではないと思うし、総合計画と年ごとの実施計画の連動は審議会で審議するもので、計画は別でやるのがよいのではないかと。

会長：坂出さんから補足はありますか。

坂出：智頭町は基本構想を作成しているが、それを具体化するところの手段が一番の問題、せっかくゼロイチや百人委員会など住民とのつながりが出てきても、全体の中で実際どう結びつけていくのかが問題。そこを明確にする手法を議論するのが大事。

会長：智頭町は住民自治がかなりすすんでいるが、軸が明確になっていないので、自治のルールと総合計画のビジョンという2本立てを明確にする議論が大事。

最近の総合計画の現状について20～30分ほどお話ししたい。坂出委員から話されたように智頭町らしさつまりゼロイチとか百人委員会をさらに発展させていくために、智頭町らしさを積極的にとり入れた総合計画をどのように作成するかを議論していきたい。

レジメをごらんください。「市町村では総合的な計画行政を行うために基本構想を議会の議決をえて策定しなければならない。」とあります。高度経済成長の中で場当たりの一時的計画ではないものがあつたろうと思うのですが・・・目的としては計画的総合的な行政を行っていくということで、他の計画はこれにしばられ、総合計画なので様々な計画はそれにもとづいておこなわなければならないがそれが忘れ去られている。しかも様々な法を練るためには基本法が国の条文に入っています。それだけこの総合計画は重要な計画なので議会の議決が必要、そんな法律はそんなに多くありません。ただし、〇2のところでは忘れ去られた作文計画になっています。その理由は、いろんな理由があるのですが、自治省モ

デルというのを作って議会の議決が必要なものは抽象的として、具体的なところでやればいいと外していることがあった。基本構想、基本計画、実施計画そして基本計画を私は大学院の頃だまされたのですが、市長、町長が替わっても計画は変わらない自治体の憲法であると習ったのですが、その時はすごいことだなと思ったが、よく考えたら政治の舞台からはずすという考えがあったんです。実際の計画予算と連動し3年ごとにローリングしていく実施計画の所だけが一般的に連動し、議決を得た10年後の基本構想はほとんど予算と連動しなくなるということになる。3類型が～総合計画が実質的な計画として位置づかない大きな理由になっている。しかも計画が作動しないことによって縛りがきかないわけですから毎年の予算がインクレメンタリズム（増分主義）というんですけど徐々に予算規模がふくらんでくるんです。いまは逆に予算が縮小し、一律何%カットという～がきかなくなってくるんです。やはり分権時代はしっかりとした計画を中心とした計画選択ができる議論が必要なのではということを確認に打ち出した自治体があります。

岐阜県の多治見市は総合計画を予算と連動させて、しかも総合計画にのせないものは予算化しないというシステムを作り出した。（いくら市長がしたいといっても議会で議決を得たり、総合計画の改正をしないと）なぜそのシステムができたかという、総合計画の作成についての市民、議会との合意形成の条件をつうじて選択をおこなうことに大きな意味があるからです。総合計画は大きな線で、事業仕分けは案から出てくる話で、総合計画をしっかりと予算と連動させれば、事前に事業仕分けは計画に入ります。そのために実際行われているものを総合計画で基準にして評価すればことたりるんですね。大々的にイベントのようにやるのではなくスムーズな形でできあがっている総合計画を政策選択としてふみだすことに大きな意味があります。

資料1の西寺さんの話ですが、4月号のガバメントなのでまだでていなくて、内部資料になりますが、マニフェストの関係を含めて書いてあります。

ポイントだけを説明すると、選挙にあわせてつくるお飾りの計画ではなくマニフェストと連動させる意義ある計画をつくりましょうよという話で、簡単に言えば他人が作った計画ではなくマニフェストから計画になるのが望ましい重要なポイントである。首長のマニフェストが行政計画になることはあっても総合計画にはならない。住民の声を聞いた議会の議決を得ることによってはじめていくてくる。でもマニフェストと連動させる形での計画を作成することがポイントのひとつである。

もう一点が、総合計画にのっていない事項は予算化しないという強い意志を含めて考えることが大事です。これが多治見方式です。簡単に言いますと、どうゆう形で議論が動いているか可視化すること、見える化することによってできます。こういうような計画をしっかりと作りだしていくとメリハリのある地域経営が当然できます。総合計画と連動しないと予算は場当たりのものにならざるを得なく、どんどんふくれあがる。健全な財政をめざした条例ということで、多治見市は総合計画と予算を連動させマニフェストに添った形で計画を作ると同時に、計画を作る際のルールを明確にし、つまり自治基本条例（市

政基本条例)をつくった。簡単に言えば地域にかかわるルール作り、マニフェストだとしても予算がふくれあがる可能性があるので、財政に縛りをかけていきたいと思いますというのが条例の中身です。健全な財政状況とは、決算の数字ではなく、予算の段階で、長期的な予報を情報公開することでみんなの目で財政や予算をチェックしようとする考え方で、通常は、黄色いラインや赤い信号が出たときにチェックするが、予想して全住民に情報公開することによってチェックすることをメインにしている。総合計画を実質的なものにしていくことと、同時に健全な財政をめざした条例を作成し、市民が積極的に関われる姿勢基本条例とはそういう3点を骨子にしていて、総合計画と財政を含めた総合計画の～条例を作るところまで視野に入れている。

もうひとつ、総合計画がそれだけ大事なものであるなら住民自治を原則とする自治体では住民が実際関わる必要があるだろうと、いままでの審議会の委員など行政から顔の見える委員だけでなく、いままででこなかったような声なき住民(サイレントマジョリティー)の声をどれだけ聞けるか、公募で積極的に計画作成に入ってもらおうというものが、代表的なのは総合計画を公募で作るよう住民会議をつくった三鷹市は、2年かけて総合計画案をねりあげてきた。他の住民の所に行って説明会をし、アンケートをし、講演会を300回以上の会議を開いた。

また、抽選によって選ばれた住民が議論するというので資料2のガバナンスという討論型ということで、顔が見られる積極的な～だけでなく、裁判員制度のように抽選した人に見てもらって意見を聞きましょうということです。決定権限はもたせてなく、世論調査の一環という位置づけで、少人数で議論することによって議論後の結果が変わってくることをふまえ、それを参考にしながら総合計画をねりあげていくのが藤沢市の考えです。

ちなみに総合計画を作っているところはないが、この議論のやり方のほかに抽選でというところは別のやり方がある。教育問題を抽選によって選ばれた人に少人数で議論し意見を出してもらうことは全国の青年会議所を中心にやっています。ドイツでやっているフランフェーレのように色んな意見を聞いていこうという考えがあります。

もうひとつ、議会というのは今まで総合計画にたいしてどのくらい集計をしたのでしょうか？総合計画は住民の代表機関である議会に議決権を与えているわけでそれだけ責任が重いので、10日くらいの会議で議論できる話では本来ない。にもかかわらず事前に全員協議会で説明を受けているので10日間で議論できるというが、どの程度議論して議決したのでしょうか。ほとんど無修正で議決されるのが一般的だが、北海道の栗山町のように議会が総合計画の修正案をつくって答申を出し、それをふまえて議決することをやった。この12月には基本計画の修正を161カ所を何時間もかけて行い、議会は住民と接して、住民の声をベースにしながら修正案を出したという新しい例もあった。

総合計画を連動する例として、事務事業評価と様々な計画を連動させることを自治体では行っていて、その変則型が事業仕訳だと思っていただいて結構です。ただ、総合計画本体のところで議論しながら連動する自治体が増えてきた。飯田市議会など。

そうした大事な総合計画にどれだけ議論がされているかは資料を後ほど見て欲しいのですが、民主党の地域主権を期待はしているが、心配だという話をします。ひとつは、○3自治法の2条4項が変更されます。今の総合計画の工程が削除され、3項の但し書きが4項に入りまったく別物になる。○2で前回お話ししましたが、今までの制度と違って議員の身分を残したまま副町長・部長・課長になれるという制度設計が基本行財政検討会議で開かれている。緊急検討会議が27日にあるが、いまようやく議会が頑張って行政と競争しようとしている時に、議会が取り込まれるおそれがある。もう既にとりこまれているとおっしゃる方もあるが、住民自治の議論をしていかなければならない時期なのに・・・

市町村合併の特例法が通常国会で改正されます。障害物を取り除くだけで十分な～は削除、交付税の～税分については削除。あいかわらず法定協議会の中で、直接請求から議会が議決したときには6分の1の署名が必ず議会が議決したものとみなすとなっている。合併の障害物を取り除くとなっていますが、議会は障害物ですか？総合計画はますます重要になってくる中で、行政主導、首長主導の発想をするところが増えてきている。つまり困った時に印籠をだす水戸黄門主義がふえてきている。そうでなくて地道に議論する場を作っていなければならない、それを踏まえて議論しなければならないことを心配しています。ただ多くの方は分権時代の総合計画が必要になってきていることを言ってきています。前片山知事も言っているが、「総合計画に縛られる」と否定的にかまえている。なぜかというところの前の知事の計画に縛られているからであると、だから、もうすこし柔軟にという発想をするのでしょうか、私と片山さんの結論は同じだが消極的で大きな～が大事という言い方をします。総合計画の位置づけとして地方分権の中で地方自治をやっていくにはなんらかの軸が必要。予測不可能性の大海に、予測可能性の小島を作るという言葉があるが、基本的な計画をみえるように可視化して、智頭町が何をやっていこうとするか？反対であれば議論できる軸を作らなければならない。小島なら団体～として住民代表機関である議会が議決することが大事です。三重県は首長のマニフェストこそが行政計画であり、団体の意思であるといっていますが、そんなことはありえないのですが、小島なら自治体の計画ですから議会の議決は必ず必要だと思っています。

総合計画の提案を住民にしたときにどのようなものが必要になってくるのでしょうか？先ほどの話と連動しますが、私たちは中身についてはふれることができません。なにが必要なのかはみなさんが決めることで、総合計画の中に明確に書き込む必要がある根拠条例をつくる必要があります。総合計画の作成に当たって関わる百人委員会、ゼロイチの議論は事務事業評価（大きな事業仕分け）になって、他の計画と連動させながら、議会はこうした大事な問題とどう関わるべきでしょうか？議案が出てから関わるのでしょうか？住民の代表なので議会は権限をもっているわけですから今から調査して対論をださなければならない。それができない議会はいらないとおもう。今後そういった議論を作ったときには、総合計画を中心にした議論ですからなにを基軸にしていくかを基本にしていけば、何を付け加え何を削るのか？という議論をしていけばよいとおもいます。

議会の一般質問については、思いつきの議論が多すぎる。今後は総合計画について基本計画があるので、それを基本にしながら住民にとってどうなのか？という議論が展開できて、より良い議論が深まってくる。より議論が充実してくる。前回百人委員会の提案というのはインクレメンタリズム（増分主義）の危惧があるといえるのではないかと。こちらを優先するにはこちらを切ってくるという議論が展開できるわけで、百人委員会での提案について公共性がでた提案ということを考えていくべきである。

栗山町で総合計画根拠条例作成の議論が展開されていて、専門的な委員が総合計画の目的、公共性の確保、原則、構成を条例の中に書き込むべきではないかと提案している。予算と関係が重要な原則でありますとか、緊急な対策への対応が必要。

総合計画の構成への試算だとか基本構想、基本計画、進行管理計画などここで注意していただきたいのは、具体的にビジョンを明確にするためには政策の中に個表（シート）を作らなければならない。私がかかわっている自治体では目的があって、これは事業がなにに位置づけられているか、どうゆう活動指標は？経済指標はどうか？年ごとにどうなっているかを見ると、予算と総合計画の連動が弱いのは住民のニーズがないからなのか？それとも行政がさぼっているのか？それがはっきりわかってくる。そのための計画づくりが必要です。その他の計画の連動という話をたかがき委員がされていましてけども、総合計画を基本としながら他の計画をみてさまざまな各省庁の関係で縦型の計画になっているが、これが予算を増大させている。総合計画をしばらくながら行政計画を実施化していくということも当然考えられる。

地域経営の討議においても小島を作っていくことがおそらく諮問事項の中でも関係すると思いますけども、智頭町の住民自治をリードしているゼロイチ、百人委員会が予算化出来たことが大事、住民自治が目指していることを単発的、場当たりのではなく全体の総合計画の中に入れ込んでいくことが重要になってくるかと思います。簡単に言えば小島、ヘソを作っていくということで、自治基本条例、自治体の憲法ですね、なぜ自治体に憲法がないのか？とおもいますし、智頭町についても地域総合計画を含め関わられる憲法として位置づけることのできる自治基本条例の制定がひとつ、もうひとつは総合計画条例の制定と実質的な総合計画の策定や他の計画の連動ということです。今ざっとお話しましたが、新しい住民自治、智頭だから出来る、他では難しいこと、ここならできることを含めてお話させていただきました。

お任せ政治行政から自分たちで汗をかいていくことを、智頭町がトップランナーとしてどのようにパワーアップ、制度化していくかいい機会になるかと思います。なかなか難しいしかも運営されていない智頭町なので、もう少しデータがあって見ながら話せばもう少しわかったが、基本的な総合計画を軸に、しかも住民がそれに自信を持っていただければいけないことをお分かりいただければと思います。

それでは諮問1についての論点整理に入っていきたいが、その前に委員からお願いします。

岡田：首長は4年の任期があるがそれを総合計画の中にどう入れていくか？首長には相当



な権限があるが、選挙の際はマニフェストを見て投票するが、町長になっていざ以前の総合計画を変えとなるとなかなか難しいのではないかとおもいながらききましたが、どういうふうにひっつけるか？

会長：私は10年といったが、基本的に総合計画の年を短くする、例えば前期後期でわけて、4年にすると実質的なことが出来る。多治見の新しい市長は1年かけて総合計画を練り上げる。10年では連動しないので期間を短くすればよいのではないのでしょうか。

坂出：いまの議論は3類型が示されて市町村についての話をしていたのですが、基本構想10年、基本計画5年、実施計画3年という考えをはずして基本計画について考えていくということだと思います。

鳥取県が片山さんの前までは総合計画をつくっていたが、10年先をにらんだ計画だが実際は5年ごとにローリングしていた。片山さんが前を引継いでやるのは面白くないのでやめたのですが、かなり箱モノをつくっていたので財政がパンクするのは誰が見てもわかっていたが、担当者が計画に入れすぎていたのが片山新知事になって気になってやめた原因ではないかと思っている。

会長：県の議会の議決を得てないのですか？

坂出：本会議での議決が必要ないです。

会長：いくつかの都道府県レベルで96条の2項の議会の議決を鳥取はしていない？

藤田：行財政審議会に参加してみてビックリしたのは基本計画を立てているのに点検がない。だから次にどうするかという展望がないことにビックリした。計画を作ったのなら1年間に1回、どうゆう成果があつてどこに問題があつて今後どうするか点検する展望があつてはじめて展望が出てくるにもかかわらず、そうゆう点での弱さをかかえている。計画だけでなく実際に点検するプラン、ドゥー、チェックがうまくいっていないことが問題であり、今回、総合計画についてなぜこれまでうまくプランされ実施してこなかったのかは、地方自治体が政策官庁になっていなかったからで、国が製作して自治体を実施する際、計画的につくらなければならなかったんですが、地に足がついた総合計画になってなかったし実施する側としてもものとして実施するという形でもなかったといえるだろうし住民を巻き込んだ計画でなく、上で作られたものであったので住民自治の意欲も起きなかっただろうし、町長が替わったら政策も変わる。前の政策にしばらくたくないともあつたとおもう。それをどうクリアして政策化していくか、どうゆう中身の総合計画を作るかという話が大切でどうやって発展させていくのが大事である。

会長：行財政審議会と言うことでとくに諮問1の議論の中でしっかりした評価が出来るようなものがない、場当たりの評価だし、まだそうゆう評価も基準点もない状況である。今時間をいただいた25分の話について事務局の率直な意見を聞かせていただきたい。

藤原課長：異論はございません。

会長：この方向でやって言いということですね。では逆に聞きますが、なぜ今までできていなかったのか？

河村：首長がかわったら前の計画に目を背けていたこともありますし、10年ごとの見直しも行われなかったし、チェックとか評価機能がなかったからではないか？

会長：住民自身がチェックするなにかの仕組みがあればよいのですが。

河村：監査委員はいますが、一般の住民の参加はなかった

岡田：一般の住民の中でのチェックもよいが、議会があるので優先順位があった。どの事業はどこがチェックするという必要があったのでは。

会長：基準はないし、評価シートもチェックも表もないので困る。

岡田：執行部の中での評価も必要だが、大なり小なりしているのではないか？

坂出：個人的な感想ですが、第5次計画をもとに指標を作って評価するのは非常に難しい。毎年の予算とつなげていけるか私ならなやんでしまう。基本構想を作成するときからどういいう指標、シートが作れるか考えていないとできない。

岡田：住民の協力が大切であるし必要。

会長：本日いらっしゃっている方からのご意見は？

### (3) 諮問1についての論点審議及び整理

会長：事務局案は？

寺坂：とくにはありません

会長：総合計画というのは自主的なものをつくっていく必要があること、これについては異論はないと思いますが、実質的なモノをどうやって作っていくことがポイントになる。実際の中身には入れないが、こういう項目を入れ込んでいくべきなんだ、それにそってチェックしていくんだということがありましたらもうすこし突っ込んでお話しいただきたい。

藤田：総合計画というのは全般的なんですよ？この行財政改革委員会でなにが必要かはここで議論が必要ですが、全般的、一般的に網羅するには漠としすぎて焦点がしぼりきれないのでは？総合計画の必要性、重要性で行財政改革をする場合でもどうなのかとおもう。どういうふうに焦点をしぼるか？ということなのではないか？そうではなくて総合計画全般にどういう柱が必要かというところまで議論をするか？

会長：なんでこういう総合計画の議論が出たかという、行財政改革審議会の中のメインである行革プランの検証が出来ないのが問題。評価する基準が必要だし、データが必要。総合計画の中身については触れないが、行財政管理の進行管理についてはここで議論が必要だと思います。

坂出：事業評価を智頭町でやっているのはどういう状態であるか、たりないところはどこか？という議論をしていくのかとおもう。今の状況ではその議論のデータがみえないので、そこを作ろうよ、そこのしくみを考えてくださいというしかない。別の問題として、住民のみなさんとの情報の共有の仕組みというものがベースにないと総合計画を作っていく住民理解が難しいのでは？いまがどんな状態で、なにが考えられるか確認したほうがよいのではないか。

会長：情報の共有がキーワードになっていますが、想定される智頭町の施策はどのようなものがあるのか？例えば情報公開条例がどのくらい実施されているか？積極的に情報を公開しているものはどういうものがあるか？

河村：ホームページ、防災無線、広報等で提供しております。住民からの情報開示請求、それ以上として情報光通信も導入するところですし、各地域に出かけて住民説明会も実施しています。

会長：住民自治のルールといいましたが、情報の共有が前提として、それを踏まえてどう住民の参加経路を作っていくか、総合計画のチェックのあり方とあわせて情報を共有しながら参加制度を入れ込みながらチェックできる、新しい計画をつくる、そういう循環になってくるのかなと思います。

坂出：前提、ベースとなるものが情報共有の仕組みとなる。智頭はCATVがきてないですがインターネットなどで、町民がいつでも見たい調べたいときに情報にアクセスできる仕組みがあればと思う。たとえば今日ここに来られていない方でもみれる仕組み。それがわかってはじめて議論にはいってこれるので、大変だがベースにもたないと実現できない。

会長：情報を共有しながらというのが大事なところで、諮問事項1と重なっている話です。

岡田：確かに比べるモノがないと成果も効果もない。実際住んでいて見えるのは町報、チラシしかなく、インターネットに関心のある方にはいいが現実にもみているかはわからないし、情報の公開は難しい、どこをどう改革していったらよいか？

会長：チェックで一番大事なのは決算監査とおっしゃったが、実際に議会で不認定はあったのか？

岡田：なかったのでは？

会長：議会は決算監査として認定し、不認定はなかったのですね。

岡田：実際に議会としても相当の知識を持っていないと、数多くの事業があり、みながみな情報公開をするわけではない。

会長：認定不認定についてチェックが大事ですし、決算書があるのでは？

藤田：何を審議するのかが問題ですが、総合計画について、その前提になるものであるのはわかるが、論点の整理になるのかが問題で、公共サービスについてはどういうサービスが現在行われていてどこに問題があって今後どうするか、住民自治ならどうなっていてどう発展させるかということについての諮問があるっていうのが議論の進め方としてあるべきで、総合計画は必要であるということで、この諮問1の答申ができるのか？という疑問がある。なにを議論すべきなのか漠としすぎていて、もう少し論点が明確になってどういう諮問に対して私たちがどう答えるべきかということについての議論として発展していかないと進んでいけないのではないかと？

会長：行財政に資料、評価表がないのが問題。

藤田：最初に智頭町の行財政改革プランが出来たとき、プランをつくるにあたっての理念が示され、それぞれこうやっていくという方向性の計画があるので、これを手がかりにす

る必要があると思います。前提である総合計画がつくられていない。だからつくらなければならぬ。

会長：それは逆でして、行財政改革プランの中身をつめていった時に、やっているやっではないという議論しか出てこなくてどうなのかが～資料、予算がどれくらいついているか、成果の指標がないことには行財政の審議会にならない。ルールを決めましょうというところですよ。

藤田：ルールが総合計画の項目としてもつくられていないのでまず、つくらなければ検討もできない。いままでまがりなりにも理念みたいなものもありますし、1年ごとの点検もないことに甚だ問題はあると思いますが、そのところを議論しながらどうするか話をすすめていかないと。まず総合計画を作ってから点検するということになってしまうと、審議の中でやれないことになり、何のために審議会なのか？ということになる。

岡田：こういう方向でという話がありましたが、行財政改革プランというのはまがりなりにも3年間で検証されていることから、もっとこういう改革をすればよいという方向に持って行ってはどうでしょう。

会長：行財政のプランの評価で数値化はしていますか？

寺坂：数値化はしていない。

会長：何年かさかのぼって作成したらどれくらい時間がかかるか？

寺坂：事業シートの作成は基本的にはまず原課が担当して作成しますので、すぐというわけにはいかないです。

副町長：財政危機が想定されたので、作られたプランはH17の説明をしH22がどうなっているのか前回検証して委員の皆様方に説明してきたつもりですが、それではあられないとおっしゃるのか？数値目標をクリアしたかこの前お答えしたと思う。

会長：財政的全体の数値ではなく、目的ではなく、住民にとってどうなのかという経過資料で、大枠のモノをだすしかないのかな？と思っている。

坂出：短期間で事業シートを作るのは、とても難しいと思う。

藤田：なにを目当てに審議するのか？智頭町がどのようなことを行財政でやってきたのかその現状把握しないと次のステップにうつれない。これからどうするかと考えるというのは過去現在の問題をおさえたうえでなにをどのように改革、改善していくのかという議論で、理念的な話は大事だが、今後どうしていったらよいのか総合計画が作られているのか、物差しがないという話になると進まないのではないかと？

会長：ここで詰めて住民のためになっているか・・・現状については今までの運営についてはかなり問題がある。資料で言えないことが問題。具体的にどうすればよいか？

藤田：答えられるような議論になっているかどうか、

会長：逆で、いままで評価しているかどうか

藤田：公共サービスについては、自治会のあり方もかかわってくるかもしれない。

理念の所をグルグルまわっていても答えは出てこないのでは？

いままでの審議会で様々な資料があった。

会長：中間答申はいつ？

河村：6月に答申を出すよう予定しています

会長：日程的に無理なので、別立てでしなければならないのでは

坂出：行財政改革プラン等で資料はいただいているが、現在の住民サービスでなにが足りないか、どこまでレベルが上がったかは今もらっている資料ではわからない。

会長：調査研究している職員や資料はあるか？

河村：ありません。

会長：調査研究している資料は必要

藤田：町としてどうしていったらよいのか？この審議会の中ではできない。

何を審議していったらいいのか、それを示して欲しい。諮問の柱の明確化が必要。

会長：どういう作業をすればよいか？

藤田：審議会を立ち上げた側でも問題点の整理が必要

岡田：給与等の具体的項目の適正化の検討化？全部の項目？時間、資料

会長：自由にやってよいのでは

岡田：行財政改革のどこをどうすれば・・・項目がないと諮問しにくい

会長：具体的なイメージがわからない

藤田：委員会がどういう考えをもっているか 諮問とはどういう問題について

副町長：立ち上げた背景、諮問の趣旨は行財政改革は非常に厳しい財政の中で必要なテーマであり、これからの取組はベーシックなものだと思っている。智頭町版の行財政改革がどうだったらよいのかということで、資料を示してきた。

スケジュール的には当初8回でしたが、2年の任期の中でそれなりの答申をするべきならアドバンスはあろうかと思う。

会長：厳しい答申をだしていくとおもう。

副町長：それは想定できますのでどんどんだして欲しい。

会長：なにをやればよいかが出てこない。今の状況では評価は出来ない。なにをどうすればよいか藤田案もいただきたい。

#### (4) 職員の人事管理と給与制度のあり方

米本：資料6に沿って説明します。未定稿ですが、全国に沿っている

人件費は普通会計決算統計による。人件費率が21%、各種委員等含めての状況

職員給与費、1人当たり582万で類似団体とほぼ同じ数値

(4) ラスパイレス指数はH21で93.3 若干低い

年齢構成の関係で平均年齢が46.2歳なので平均給料額が高くなっている

②の技能労務職も独自の給料表をつかっているのが高い

一般行政職72人の状況、H21の構成比 3, 4級が大半を占める。

職員手当の状況 県より高くなっているが、県は期末勤勉を下げているから低い。  
勤務成績の反映はなく一律支給している。

退職手当 自己都合と退職勧奨の平均金額、地域手当・・・実績なし

特殊勤務手当 ほぼ4種類

時間外勤務手当 1人当たり8千円

その他の手当 国に準じている 管理職手当については一律3万円

特別職 ( ) 書きを30% (町長) 20% (副町長) カット

議員は、10%→20% 修正しホームページ等で公開する予定

職員数 合計は智頭病院職員を含む

年齢別職員構成 ここ10年で3分の1の職員が退職する予定

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

258名が229名を計画していた 229名が220名で9名オーバーしているのは智頭病院職員の退職が増えたため

副町長：職員の質的レベルについて審議いただきたい。

坂出：技能労務職について行政職給料表を使っているとのことですが、確認ですが、何級まで適用していますか？

米本：行政職4級までです。

坂出：2Pの一番上の表ですが「平均給与月額」と「平均給料月額」との差が大きい要因は時間外ですか？

藤田：3Pの下ですが、勤務成績の反映状況はどのようにしていますか？

米本：県を参考に10月1日に行い、3月末に確定、人材育成をめざすがつながっているかは？

藤田：8P高齢化が進んでいるが、経験のある方は必要ですが、若い人を入れないと～にならないのでは？

米本：何名が適正とは言えないが、80名程度が正しいとすれば今後3名ずつ毎年採用していき、引継ぎが出来ればと考えている。

藤田：病院職員の大量退職は何か原因があるのか？

米本：給食センターの民営化はまだ未実施

坂出：看護師さんが確保できず運営が大変のようだが、今後も減らしていくのは問題か？  
総務省がいつているから適正化しているが、公立病院は定員を増やせば経営的にもよくなるし、病院では単純に定数削減は考えない方がよいのでは？

会長：人数が減ったことによる支障は？

寺坂：病院については病床再編したので看護師の数が減ったこともある

岡田：人数が減ったことによる事務量の増加への不安がある。仕事の質の維持、職員の資質向上、研修を重ねて行って欲しい。町内の民間の給与ベースを参考にしてもらえたら一般の方に説明しやすい。

会長：定員管理の5%削減でださなかったところは鳥取県だったが、根拠を考えたことがありますか？智頭町のポリシーはありますか

米本：心和苑の民営化、給食センターの民営化ができて5%削減できると考えた数値でした。

会長：数字上な訳ですね、ではサービスは低下していないのですね

副町長：別に審議会がありまして、病院の話は置いておいてもらって結構です

会長：退職手当もあるんですね

米本：退職手当組合に入っているので大丈夫

会長：非正規職員はのっていないのですか？

米本：物件費に入っているのでのってこない。次回は資料にいれたい。

会長：賃金の実態も知りたい。

藤田：職員の質的向上は、取りまく環境にある。使いこなすだけの余裕がなく住民にむけたサービス、職場環境がどうなっているか検証する必要がある。

会長：町に仕事量が増えているのか？

米本：県からの権限移譲によって増えている。福祉事務所を検討している。

藤原課長：島根は全町に福祉事務所があるが、鳥取でも考えられている。

寺坂：こども手当事務、交付金事業も事務量がある。

会長：福祉事務所に手を挙げたのか？

寺坂：またそれは別問題です。

会長：職員の質的な研修だけでなく環境も整えなければという問題もある  
質問でなく意見はありませんか？

岡田：研修して政策的な立案能力の向上を望む。

会長：給与表は智頭町ではどのように決定しているのか？条例ですか？

米本：人勧に準じて実施している。

会長：民間についてはどう？

米本：人勧が調査している

坂出：県の場合は国の人事院と別個に人事勧告委員会があつて、独自の勧告をしている。

藤田：合併の時のメリットに専門性を高めることができるとあつたが、住民からは地域に  
対して行き届いたサービスができるという希望がある。それはもっともだと思った。

会長：住民自治の観点から職員のやる気、今日でなかった組織改革の議論

坂出：給与制度、運用、組織（室にしてスタッフ制にした成果）、職員の育成といった項目  
が諮問事項2の論点だと思う。

会長：これを資料にして色んなデータをもとに議論して欲しい。

今日いらっしゃっている方からのご意見をお願いします。

岸本町議：諮問の位置づけが議論になったが、行革プランの一部なのか全部なのか？

副町長：議会と執行部が話し合うことなので今の審議会での議題にはしません。

会長：議会として行革プランをどう議論されたかが知りたい。

絞り込んでいかねばならないが、智頭がやってきたよいところをのばし問題があるところは考えていかなければならない。

河村：次回日程は1か月後を予定させていただきたい。なるべく欠席のないよう調整したい。